

アジア・フェローシップ・プログラム

申請要領

1. 趣旨

日本及び ASEAN 諸国において、国の枠を超えた共同/協働事業を担い、活躍する人材を育成するために、一定の期間、自国外に滞在して活動を行う個人に対して、フェローシップを提供します。専門・関心分野に関する調査・研究・創作活動やネットワーク・プラットフォームの構築等を目的とした活動を支援します。

2. 目的

国際交流基金アジアセンターは、日本を含むアジア地域に住む人々が、交流や共同作業を通じてお互いのことを良く知り合い、アジアに共に生きる隣人としての共感や共生の意識をはぐくんでいくことを目指しています。

この目標を実現するため、アジアセンターでは主に以下の 4 つの目的を達成するための事業を実施していきます。

① 交流の裾野を広げ、相互理解を促進すること

アジア域内の多様な文化を相互に紹介したり、幅広い交流・対話・出会いの機会を創出したりすることを通じて、日本におけるアジア理解やアジア諸国における近隣国理解を深め、交流の裾野を広げる。

② 文化の担い手となる人材の育成や、制度や仕組みの整備・発展を促進すること

アジア諸国における文化の担い手となる人材の育成や、各国・地域の文化の保護・発展に必要なソフト・インフラ（文化面における制度・仕組み等）の整備・拡充を、交流や協働作業を通じて促進する。

③ 新たなネットワークの形成、持続的な交流基盤・プラットフォームの構築を促進すること

アジア諸国の文化の担い手同士を結び付ける新しいネットワークを形成し、共通の課題解決や目的達成に向けて自律的かつ継続的に対話・協力を進めるための持続的な交流基盤・プラットフォームを構築する。

④ 新しい価値・ムーブメントの創出、未来に向けた問題提起・提言を促進すること

アジアの中で芸術・文化における協力や共通課題解決に向けた共同研究等の協働の取組を進め、その成果としての新たな価値やムーブメント、問題提起をアジアから世界に発信して交流の輪を広げていく。

「アジア・フェローシップ・プログラム」は、これらのアジアセンターの活動目的のうち、特に②～④の目的に合致した領域で、明確な目的と計画を持って活動を行う個人に対して、フェローシップを提供します。

3. 対象となる活動

(1) 活動対象国

- ・日本又は ASEAN10 各国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）における活動を対象とします。

複数の国にわたる活動も可とします。

※日本以外の国からの申請の場合には、活動対象国に日本が含まれていることが条件となります（ASEAN 地域に居住する日本国籍・永住権保有者は除く）。※申請者が国籍/市民権/永住権を有する国、あるいは現在居住している/活動の基盤を置いている国

（以下「居住国」という）における活動は対象外となります。

※複数国で活動する場合は活動対象国への渡航は一筆書きでなくてはなりません。（例：A・B2 各国で活動を行う場合、「居住国→A 国→居住国→B 国→居住国」や「居住国→A 国→B 国→A 国→居住国」

ではなく、「居住国→A国→B国→居住国」とすること。）

(2) 対象分野

芸術・文化	造形美術、舞台芸術、音楽、映画、映像、写真、建築、彫刻、工芸、文化遺産の保護・活用、文化政策、アートマネジメント等
学術・知的交流	人文科学（文学、歴史学、芸術学、文化人類学、社会学、宗教学等） 社会科学（政治学、経済学、社会学、国際関係論等）
スポーツ	スポーツ交流・指導等
メディア・ジャーナリズム	取材・リサーチ・研究等
市民社会	コミュニティー活動、NPO/NGO活動、社会起業、フィランソロピー等
その他	

※学術分野のうち、日本研究を目的として来日する者については、「国際交流基金日本研究フェロースhip」に応募してください。

※日本語教育分野の活動（日本語や日本語教授法の習得、日本語教材の制作等）は対象外です。

(3) 活動内容

上記(2)に掲げる分野における**実践的な活動**

（調査・研究、論文・報告書・ルポルタージュ等の執筆、インタビューやデータ収集等の取材、作品制作、ネットワーク形成やプラットフォーム構築を目的とした会議の出席、等）

(4) 受入保証

協働性を担保するため、受入保証（受入機関、受入協力者）があることを条件とします。

4. 対象者の要件

(1) 対象者

「3. 対象となる活動 (2) 対象分野」に掲げる分野で活動する**専門家や実務者**

（アーティスト、学芸員、アートマネジメント担当者、プロデューサー、研究者、非営利団体（NPO）の実務者、ジャーナリスト、作家、評論家、スポーツ分野の専門家、等）

(2) 居住地及び国籍/市民権/永住権

日本又はASEAN10か国に居住し、日本又はASEAN10か国の国籍/市民権/永住権を有していること。

※日本と国交のない国の国籍の者は、国交のある国の永住権を有していても申請資格はありません。

(3) 国際交流基金からフェロースhipの支給経費の交付を受けることについて自国の法令等に違反していないこと。

(4) 日本(国際交流基金本部)から送金を受けることができる申請者名義の銀行口座を保持していること。又は、フェロースhipの支給経費の受諾までに開設できること。

(5) 言語能力

国際交流基金に対する活動報告等を行うのに十分な英語力又は日本語力を有していること。

※英語・日本語以外の外国語の能力は申請資格上の要件とはしませんが、活動内容により特定の外国語の能力が不可欠と判断される場合は、当該言語の語学力の証明を求める場合があります。

(6) 選考の対象外となる場合

- ア. 自然科学・医学・工学分野の申請者
- イ. 日本研究・日本語教育分野の申請者
- ウ. 高等教育機関での単位取得を目的とする者
- エ. 政治的・宗教的な目的のために本フェロースhipを利用しようとする者
- オ. 営利活動や資金調達活動を目的とする者
- カ. 言語の習得を目的とする者

- キ. 産業関連の技術習得を目的とする者
- ク. 実務研修を主たる目的とする者

5. フェローシップの内容

(1) 期間

- ケ. 短期 (21日～59日)
- コ. 長期 (2か月(60日)～6か月)

※活動対象地に到着し活動を開始する日から活動を終了する日までを「フェローシップ期間」とします。移動のみに要した日は、この期間に含まれません。

※括弧内の期間はフェローシップの最短・最長期間を示します。最短期間より短い期間、最長期間より長い期間は認められません。

※フェローシップ期間は、原則として1回の連続した期間であることを条件とします。複数回に分けての取得は認められません。

(2) 支給内容

採用された方には、以下の経費を支給します。本フェローシップでは家族等の同伴者に関する経費は支給いたしません。

ア. 国際航空運賃 (エコノミークラス割引運賃)

- ・ 申請者居住地から活動対象地までの往復運賃 (空港利用税、燃油サーチャージ等を含む)。
- ・ 複数の国において活動を行う場合は、原則として申請者居住地発着の周遊航空券の価格を支給対象の上限額とします。

イ. 滞在費・活動費

滞在費、作品制作のための材料費、ワークショップや作品展開催費等に充てられることを想定しています。

	A地域	B地域
短期 (月額)	17,800 円	14,400 円
長期 (月額 ※)	433,000 円	350,000 円
滞在国区分	日本、シンガポール	インドネシア、カンボジア、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス

※1か月に満たない期間は、日割り計算となります。

※受入機関が宿泊施設や食事等を無償で提供又は補填する場合、支給内容を見直す場合があります。

(3) 支給方法

フェローシップの支給経費は、原則として短期の場合は一括で、長期の場合は1か月に一度、送金します。

6. 締切・通知時期 (短期・長期とも)

【第1回募集】

2018年6月1日以降、2018年11月30日までに開始する活動が対象。

締切：2017年12月1日 (必着)

結果通知：2018年4月予定

【第2回募集】

2018年12月1日以降、2019年5月31日までに開始する活動が対象。

締切：2018年6月1日 (必着)

結果通知：2018年9月予定

7. 選考基準

- (1) 選考は、以下のような観点から行われます。
 - ・ アジアセンターの活動目的に合致しているか
 - ・ 明確な目的と達成目標、及び活動計画があるか
 - ・ 活動目的に国を超えた共同/協働の要素が認められるか
 - ・ 活動対象地での実施が目的・計画上必要不可欠であるか
 - ・ 受入機関、受入協力者が合理的であるか
 - ・ 活動計画、申請期間、達成目標が合理的、かつ現実的か
 - ・ 当該専門分野で相応の実績があり、今回の活動内容がその延長線上にあると認められるか
 - ・ 今後のさらなる活躍が期待できる人物か
 - ・ 成果がフェロー本人の業績にとどまらず、一般社会に還元できるものであること
 - ・ 当該分野の将来の発展や、そのための基盤形成に寄与するものであると認められるか
- (2) 受入保証
活動対象国での受入保証は協働性を担保するうえで不可欠ですので、受入機関や受入協力者との合意や調整の状況がわかる資料を添付してください。状況が不明の場合は、本フェローシップの審査において優先度が低くなります。
- (3) 過去のフェローシップ受給歴
過去に日本研究フェローシップ、安倍フェローシップ等、国際交流基金のフェローシップを受給したことのある場合には、本フェローシップの審査において優先度が低くなります。
- (4) 選考状況によっては、電話による問合せや面接を行う場合があります。
- (5) 審査に際しては、申請した活動内容を遂行する能力を有しているかが重要な判断基準となります。申請された活動内容に応じて、以下のような要素を総合的に判断して採否を決定します。
 - ア. 関連分野における学位（修士号以上）又は相当する研究・実務経験
 - イ. 論文や著作等の公刊された業績
 - ウ. 過去の活動実績

8. フェローシップ受給者の義務

- (1) 専念義務
本フェローシップを受給している期間中はフェローシップ活動に専念することとします。活動対象地において有給の就労（雇用契約を結んで収入を得る等）に就くことは認められません。また原則として、フェローシップ活動以外の事情により活動対象地を離れることは認められません。
- (2) フェローの責任
 - ・ フェローシップ期間中の活動やその活動に起因する結果についての責任は、全てフェロー本人が負うものとします。フェローシップ期間中の病気・事故等について国際交流基金は責任を負わないものとします。
 - ・ 活動対象地域での事業の実施にあたっては、安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。
※外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
海外に渡航する際には「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。活動対象地域の治安状況によっては、国際交流基金は渡航を認めない場合があります。
- (3) 査証について
 - ・ 活動対象国において査証（ビザ）が必要な場合、取得の手続きはフェロー各自で行っていただきます。申請前にあらかじめビザの要否や自分の活動に必要なビザの種類を確認するようにしてください。また、国によってはビザの取得に時間を要する場合がありますので、手続きは早めに行ってください。
 - ・ 国際交流基金は、ビザ取得のために必要な和文・英文の証明書を発行する等の便宜を提供します。
- (4) 報告書の提出
フェローシップ期間中は定期報告書を、終了後2か月以内に最終報告書を国際交流基金に提出してい

たきます。

- (5) 本フェローシップの受給にあたり、受給者の義務やあらかじめ決められた規則に反した場合、国際交流基金はフェローシップの取消、フェローシップの供与（航空運賃支給を含む）停止、又は支給済経費の返還を要求することがあります。

その他の留意事項

- ・ フェローの公表について
フェローシップとして採用された方については、氏名、専門分野、所属機関、活動内容、活動対象国、フェローシップ期間等の情報を、国際交流基金のウェブサイト等を通じて公表いたします。
- ・ 報告書・成果の公表について
フェローから提出された報告書やフェローシップによる成果については、国際交流基金のウェブサイト等を通して広く一般に公表する予定です。
- ・ 同時受給の禁止について
本フェローシップを、他のフェローシップや助成金と同時に受給することは認められません。

9. 申請手続

(1) 申請書類

申請に必要な書類は、以下①～⑤のとおりです。

- ①～④までをそろえた書類一式の原本1部とコピー1部を、下記(2)の提出先までご提出ください。
⑤の推薦書(2通)は、推薦者から下記(2)の提出先まで直送するよう、2名の推薦者に依頼してください。

<申請書〔所定の様式〕>

- ①申請書式〔様式第1号〕

<添付書類〔様式自由〕>

- ②申請者の経歴（活動経歴書）
③受入同意文書（コピーも可、書式は自由ですが必ず「承諾者の氏名」「押印又は直筆サイン」「受入期間」を記載してください）
④受入機関・受入協力者に関する情報（機関概要、略歴・活動経歴書等）及び連絡先

<推薦書〔所定の様式〕>

- ⑤推薦書(2通)〔様式第2号〕(受入協力者とは異なる方に依頼をしてください)
※推薦書は、様式をダウンロードのうえ2名の推薦者に渡し、国際交流基金アジアセンター、あるいは申請書を提出する国際交流基金の海外事務所又は日本国大使館に、推薦者から直接送付してください。
※推薦書は、上記書類と同様に、第1回募集は2017年12月1日、第2回募集は2018年6月1日必着で送付するように推薦者に依頼してください。E-mail・FAXによる提出は受け付けません。

(2) 提出先

ア. 日本からの申請

記録付き郵便又は宅配便にて国際交流基金アジアセンター宛に申請書類一式の原本1部及びコピー1部を提出してください。封筒には必ず「アジア・フェローシッププログラム申請書 在中」と朱書きしてください。E-mail・FAX・持参・直接投函による提出は受け付けません。

【提出先】

独立行政法人 国際交流基金アジアセンター 文化事業第2チーム フェローシップ係
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-16-3
Tel +81-3-5369-6025

イ. 日本国外からの申請

居住国により提出先が異なります。以下の提出先に申請書類一式の原本 1 部及びコピー 1 部を提出してください。E-mail・FAX による提出は受け付けません。

居住国	提出先
国際交流基金海外事務所 (ASEAN 域内)	
インドネシア Indonesia	国際交流基金ジャカルタ日本文化センター The Japan Foundation, Jakarta Address: Summitmas I, 2-3F, Jalan Jenderal Sudirman, Kav. 61-62 Jakarta Selatan 12190, Indonesia Tel: +62-21-520-1266
カンボジア Cambodia	アジアセンター プノンペン連絡事務所 The Japan Foundation Asia Center, Phnom Penh Address: #22, Hotel Cambodiana, 313 Sisowath Quay, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855-23-21-4581
フィリピン Philippines	国際交流基金マニラ日本文化センター The Japan Foundation, Manila Address: 23F, Pacific Star Building, Sen. Gil Puyat Avenue, corner Makati Avenue, Makati City, Metro Manila, 1226, Philippines Tel: +63-2811-6155
マレーシア Malaysia	国際交流基金クアラルンプール日本文化センター The Japan Foundation, Kuala Lumpur Address: 18th Floor, Northpoint Block B, Mid-Valley City, Medan Syed Putra, 59200, Kuala Lumpur, Malaysia Tel: +60-3-2284-6228
タイ Thai	国際交流基金バンコク日本文化センター The Japan Foundation, Bangkok Address: Serm Mit Tower, 10F, 159 Sukhumvit 21 (Asoke Road), Bangkok 10110, Thailand Tel: +66-2-260-8560
ベトナム Vietnam	国際交流基金ベトナム日本文化交流センター The Japan Foundation Center for Cultural Exchange in Vietnam Address: No. 27 Quang Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam Tel: +84-4-3944-7419
ラオス Laos	アジアセンター ビエンチャン連絡事務所 The Japan Foundation Asia Center, Vientiane Address: ANZ BANK Building 3rd Floor, 33 Lane Xang Avenue, Ban Hatsady, Chantabouly District, Vientiane, Laos Tel: +856-21-240-280
日本国大使館 (ASEAN 域内)	
ブルネイ・ダル サラーム国 Brunei	在ブルネイ日本国大使館 The Embassy of Japan in Brunei Darussalam Address: House No. 33, Simpang 122 Kampong Kiulap Bandar Seri Begawan BE1518 Brunei Darussalam Tel: +673-222-9265

ミャンマー Myanmar	在ミャンマー日本国大使館 Embassy of Japan in Myanmar Address: No.100 Natmauk Road, Bahan, Township, Yangon, Myanmar Tel: +95-1-549644
シンガポール Singapore	在シンガポール日本国大使館ジャパン・クリエイティブ・センター(JCC) Japan Creative Centre (JCC), Embassy of Japan in Singapore Address: 4 Nassim Road, 258372 Singapore Tel: +65 6737-0434

(3) 留意事項

- ア. 所定用紙によらない申請は審査の対象になりません。また、申請書及び付属資料（推薦書等を含む）は一切返却しません。
- イ. 締切日を過ぎて提出された申請書及び付属資料（推薦書を含む）は受け付けません。
- ウ. 同一申請者からの複数の申請があった場合は全ての申請を無効とします。

10. 結果通知（通知時期は上記 6. のとおり）

- (1) 選考結果は申請者本人に書面にて通知します。
- (2) 選考中の状況や選考結果に関する問合せには応じられません。

11. 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、国際交流基金事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は、開示されます。

12. 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://www.jpf.go.jp/j/privacy/>
- (2) 申請書及び添付書類に記入された情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。これらの個人情報の利用については、申請者より主要関係者にもお知らせくださるようお願いします。
 - ア. 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成に利用されます。また、国際交流基金事業の広報のため、報道機関に提供することがあります。
 - イ. 採用者の氏名、国籍、住所、性別、生年、活動テーマ、所属機関、職業・肩書、受入機関、滞在期間等に関する情報を以下の機関等に提供します。
 - ①日本国外務省及び関連各公館等
 - ②保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
 - ウ. 申請書は、採否審査及び事後評価等のため、外部有識者等の評価者に提供することがあります。提供する際、評価者の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
 - エ. 事業終了後に、採用者に対して、本件事業に関するフォローアップのためのアンケートをお願いすることがあります。
 - オ. 記入される連絡先に他の国際交流基金事業についてのご連絡を差し上げることがあります。

- (3) 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、活動テーマ、Email アドレス、受入機関、受入協力者の氏名及び所属先等の情報は、フェロー間の情報交流を目的として他のフェローに公開される場合があります。
- (4) 国際交流基金に提出された報告書・成果物等は、国際交流基金事業の広報のため、公開することがあります。
- (5) 採用者が受入機関において活動を遂行するために必要な範囲で、申請書等のコピーを同機関に送付する場合があります。

13. 問合せ先

独立行政法人 国際交流基金アジアセンター 文化事業第2チーム アジア・フェローシップ係
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-16-3
Tel. +81-3-5369-6025
E-mail jfac-fellowship@jpf.go.jp

申請書のフォーマットは、次のウェブサイトから入手可能です。

<http://www.jpf.go.jp/j/program/index.html>

以下を切り取って、宛名ラベルとしてお使いください。（日本からの申請者用）

〒160-0004
東京都新宿区四谷4-16-3

国際交流基金 アジアセンター
文化事業第2チーム アジア・フェローシップ
係行

【アジア・フェローシップ申請書類在中】

〒160-0004
東京都新宿区四谷4-16-3

国際交流基金 アジアセンター
文化事業第2チーム アジア・フェローシップ
係行

【アジア・フェローシップ申請書類在中】

アジア・フェローシップ・プログラム
申請書

2018（平成30）年度用

[様式第1号]

基金使用欄

独立行政法人国際交流基金理事長 殿
独立行政法人国際交流基金プログラム・ガイドラインに従い、下記のとおり助成金の交付を申請します。

日本国内	海外直接	事・大・総

提出日： 年 月 日

申請区分： 短期（21日～59日） 長期（2か月（60日）～6か月）

1. 申請者

(1) 氏名（※パスポートに記載のある氏名）

氏名（英語）	姓	名	印
氏名（母国語）	姓	名	
芸名等			
敬称	<input type="checkbox"/> Prof. <input type="checkbox"/> Dr. <input type="checkbox"/> Ms. <input type="checkbox"/> Mr. <input type="checkbox"/> Other ()		

(2) 生年月日・性別・国籍等

生年月日 (月/日/年)	/ / 19	年齢	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
<input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 市民権 <input type="checkbox"/> 永住権		(国名)			

(3) 自宅住所・連絡先

住所	郵便番号
	国：
E-mail/電話	

(4) 現職

現職（役職）	
勤務先・所属機関	
住所	郵便番号
	国：
E-mail/電話	

2. 経歴（詳細な履歴（活動経歴書）は別添してください）

(1) 学歴

学位取得年	学位	機関	分野

(2) 職歴

年	職歴

(3) 主な実績（論文、著書、作品、事業など）

年	活動実績

(4) 所属学会・団体等

--

3. 海外での活動歴（主要な活動を5つまで）

（活動歴1）

期間	
場所	
活動内容	

（活動歴2）

期間	
場所	
活動内容	

（活動歴3）

期間	
場所	
活動内容	

（活動歴4）

期間	
場所	
活動内容	

（活動歴5）

期間	
場所	
活動内容	

(4) フェローシップの期間

期間	年	月	日	～	年	月	日
----	---	---	---	---	---	---	---

(5) スケジュール

いつから (年月日)	いつまで (年月日)	国 (都市)	活動内容 (受入機関や本活動への協力者・取材先も記載のこと)

(6) 受入保証

※活動対象国での受入機関、受入協力者は協働性を担保するうえで不可欠です。

「同意済み」の場合は、受入を保証することが明記された「受入同意文書」を添付してください。書式は自由ですが、必ず「承諾者の氏名」「押印若しくは直筆サイン」「受入期間」を記載してください。

「調整中」の場合は、調整の状況がわかる資料を添付してください。

添付資料がない場合は、同意・調整がされていないものと見做し、審査において優先度が低くなります。

国	受入機関・受入協力者	状況
		<input type="checkbox"/> 同意済み <input type="checkbox"/> 調整中 <input type="checkbox"/> 未定
		<input type="checkbox"/> 同意済み <input type="checkbox"/> 調整中 <input type="checkbox"/> 未定
		<input type="checkbox"/> 同意済み <input type="checkbox"/> 調整中 <input type="checkbox"/> 未定

(7) 英語能力

会話	<input type="checkbox"/> Excellent	<input type="checkbox"/> Good	<input type="checkbox"/> Fair	<input type="checkbox"/> Poor
読み	<input type="checkbox"/> Excellent	<input type="checkbox"/> Good	<input type="checkbox"/> Fair	<input type="checkbox"/> Poor
書き	<input type="checkbox"/> Excellent	<input type="checkbox"/> Good	<input type="checkbox"/> Fair	<input type="checkbox"/> Poor
検定試験	種類： <input type="checkbox"/> TOEFL <input type="checkbox"/> TOEIC <input type="checkbox"/> IELTS <input type="checkbox"/> Other () スコア： () 点			

(8) 日本語能力 (日本人は不要)

会話	<input type="checkbox"/> Excellent	<input type="checkbox"/> Good	<input type="checkbox"/> Fair	<input type="checkbox"/> Poor
読み	<input type="checkbox"/> Excellent	<input type="checkbox"/> Good	<input type="checkbox"/> Fair	<input type="checkbox"/> Poor
書き	<input type="checkbox"/> Excellent	<input type="checkbox"/> Good	<input type="checkbox"/> Fair	<input type="checkbox"/> Poor
検定試験	種類： <input type="checkbox"/> JLPT <input type="checkbox"/> Other () スコア： () 点			

(9) その他の語学

活動に必要な言語があれば、その言語名と、運用能力・準備状況などを記入してください。

言語	現在の運用能力／準備状況など

5. 推薦者 (※推薦書を依頼した人物2名の氏名、所属機関、連絡先等)

(推薦者 1)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名： ・ 役職： ・ 所属： ・ E-mail： ・ 電話：

(推薦者 2)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名： ・ 役職： ・ 所属： ・ E-mail： ・ 電話：

6. 申請されたプロジェクトに関する参考文献や先行事例

7. 過去における国際交流基金からのフェローシップの受給歴（年度、プログラム名、助成金額）

※前頁からの続き（「8. 事業内容（詳細）」）

Blank area for detailed business content.

<添付資料【様式自由】>

以下の書類を添付してください。

- 申請者の経歴（活動経歴書）（過去の業績に関する資料を添付してください）
- 受入機関・受入協力者からの同意文書
- 受入機関・受入協力者に関する情報（機関概要、略歴、活動経歴書など）及び連絡先

<推薦書>

- 推薦書（2通）

※推薦書は、様式をダウンロードのうえ2名の推薦者に渡し、国際交流基金アジアセンター、あるいは申請書を提出する国際交流基金の海外事務所又は日本国大使館に、推薦者から直接送付してください。

第1回募集は平成29年12月1日、第2回募集は平成30年6月1日必着で送付するように推薦者に依頼してください。

